

互助会の貸付利率引き上げについて

全ての貸付種別について、令和8年4月償還分からの貸付利率を改定します。

借入れをご検討されている方は、ご留意の上お申し込みください。

	現行 令和8年2月貸付分まで (令和8年3月償還開始分まで)	改定後 令和8年3月貸付分から (令和8年4月償還開始分から)
貸付利率 (全種別適用)	年利 0.9% (月利 0.075%)	年利 1.29% (月利 0.1075%)

※現在償還中の会員の既貸付金(令和8年2月貸付分まで)については、現行利率適用のまま償還継続となります。

<改定後 每月償還額の例> *は最大償回事数(貸付種別により異なる)

	借入額	償回事数	毎月償還額
全種別	例 1	100万円	*60回 17,219円
	例 2	200万円	*60回 34,438円
住宅 資金	例 3	500万円	120回 44,434円
	例 4	1,000万円	*240回 47,295円

毎月償還額については、互助会ホームページの「償還額シミュレーション」でも確認できます(令和8年3月2日(月)以降に新貸付利率に対応する予定です)。



<改正理由>

租税特別措置法に規定する利子税特例基準割合の改正に対応した上で、本会事業財源の確保及び事業収支の均衡を図るため、退職給付事業全体を見直すものです。

<いつ申込みをした分から新利率適用となるのか>

下記①②の理由により、2月中旬以降に本会で受理した申込書について、新利率適用の3月貸付となります。

- ① 新利率は、令和8年3月貸付(送金)分から適用されること
- ② 本会の貸付審査は、申込書受理後不備がないことを確認してから貸付(送金)まで2週間程度を要すること

<新利率適用 スケジュール(例)>



互助会貸付事業の詳細は、所属所備付け「福利厚生事務の手引」、または互助会ホームページをご確認ください。

なお、「償還額シミュレーション」については、令和8年3月2日(月)以降に新貸付利率に対応する予定です。



山形県教職員互助会ホームページ → 現職会員 → 貸付事業 → 債還額シミュレーション

お問合せ先 一般財団法人山形県教職員互助会 福利担当 TEL:023-631-5115(代表)